○公立大学法人新見公立大学における教員の再任に関する内規

平成22年4月1日

内規第3号

(趣旨)

第1条　この内規は、公立大学法人新見公立大学教員の任期に関する規程(平成22年規程第28号。以下「教員任期規程」という。)第2条の規定に基づき、任期を定めて雇用された教員の再任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任の審査及び決定)

第2条　教員任期規程別表第1に定める再任については、再任に係る審査(以下「再任審査」という。)を経て決定するものとする。

(再任審査委員会)

第3条　前条の教員の再任審査を行うため、再任審査委員会を設置するものとする。

2　再任審査委員会の構成は、再任審査を申請する者(以下「再任申請者」という。)の職種により、次に掲げる者をもって組織し、委員長は理事長をもって充てる。

審査の職種	再任審査委員会構成員
教授	理事長、常勤理事3人、非常勤理事、教授3人
准教授・講師	理事長、常勤理事3人、教授から3人
助教・助手	理事長、常勤理事3人、教授、准教授又は講師から3人

3　委員長は、再任審査委員会を招集し、議長となる。

(再任審査の申請)

第4条　再任申請者は、再任審査申請書(様式第1号)を任期満了の日の1年前までに、理事長に提出するものとする。

(再任審査の実施)

第5条　理事長は、再任審査申請書を受理した場合、速やかに再任審査委員会を開催し、審査を実施するものとする。

2　再任審査委員会は、必要に応じ、当該委員会以外の者及び当該再任申請者に意見を求めることができる。

3　再任審査委員会は、審査を実施するため、再任申請者に業績報告書(様式第2号、様式第2号の2)及び教員個人調書(様式第2号の3)等の書類の提出を求めるものとする。

4　再任審査委員会は、審査結果を教育研究審議会に報告するものとする。

5　教育研究審議会は、前項の報告に基づき審議し、審議結果を理事長へ報告するものとする。
6　理事長は、前項の報告に基づき、再任申請者の任期満了日の6箇月前までに再任の可否を決定するものとする。
7　理事長は、再任の可否の決定後直ちに、再任審査結果通知書(様式第3号、様式第3号の2)により再任申請者に通知するものとする。

(審査項目及び審査基準)
第6条　再任審査委員会での審査項目及び審査基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(再審査の請求)
第7条　再任の可否の決定後、再任を否とされた再任申請者が、その結果を不服とする場合は、再任審査結果通知書を受理した日から10日以内に、再任再審査請求書(様式第4号)を理事長に提出することができる。

(再任再審査委員会)
第8条　理事長は、再任再審査請求書を受理後、直ちに再任再審査委員会を設置するものとする。
2　再任再審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　理事長
(2)　常勤理事3人及び非常勤理事
(3)　法人の教員のうち理事長が指名する審査委員会委員と異なる教授　3人
3　再任再審査委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
4　委員長は、再任再審査委員会を招集し、議長となる。

(再任再審査)
第9条　理事長は、再任再審査申請書を受理してから1箇月以内に再任再審査委員会を開催し、再審査を実施するものとする。
2　再任再審査委員会は、必要に応じ、当該委員会以外の者及び当該再任申請者に意見を求めることができる。
3　再任再審査委員会は、審査結果を教育研究審議会に報告するものとする。
4　教育研究審議会は、前項の報告に基づき審議し、審議結果を理事長へ報告するものとする。
5　理事長は、前項の報告に基づき、再任申請者の任期満了日の3箇月前までに再任の可否を決定するものとする。

6　理事長は、再任の可否の決定後直ちに、再任再審査結果通知書(様式第5号、様式第5号の2)により再任申請者に通知するものとする。
7　再任再々審査は行わないものとする。

(その他)
第10条　この内規に定めるもののほか、再任の審査に関して必要な事項は、教育研究審議会の審議を経て、理事長が定める。

附　則
この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成27年4月1日内規第3号)
この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成30年10月1日内規第3号)
この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附　則(平成30年10月1日内規第3号)
この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附　則(平成31年4月1日内規第3号)
この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和2年4月1日内規第3号)
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)　審査項目

審査事項	審査項目等
1　教育活動に関する事項	ア　教育内容(講義・演習・実習)の実績等(時間・内容等)
	イ　教育研修への参加状況
	ウ　学生等による教育評価
	エ　FD活動
	オ　その他(学内外の教育活動等)
2　研究活動に関する事項	ア　著書及び研究論文等の執筆・掲載状況
	イ　学会における活動状況
	ウ　学術に関する受賞状況

	エ　各種外部資金(研究助成等)の申請及び採択状況
	オ　国内外での共同研究への参加状況
	カ　その他
3　本学の管理運営、社会へ貢献等に関する事項	ア　大学・学部・学科等の運営
	イ　学内委員会・専門部会等への参画
	ウ　教育関係(学生の指導・入試等)の業績
	エ　公開講座の講師等
	オ　社会における活動内容
	カ　その他
4　その他特筆すべき事項	ア　学術に関する受賞以外の受賞
	イ　大学の業務(全般)に関する事項

別表第2(第6条関係)　審査基準

以下の考え方を基本として総合的に審査する。

審査事項	審査基準
1　教育活動に関する事項	ア　講義・演習・実習等の実時間数を評価する。
	イ　その内容や教材の工夫を評価する。
	ウ　学生等からの評価を基準とする。
	エ　FD活動の内容を評価する。
	オ　学生のモチベーションを高めているか等を総合的に評価する。
2　研究活動に関する事項	ア　研究論文等の執筆状況を評価する。
	イ　学会における活動状況を評価する。
	ウ　学術に関する受賞状況を評価する。
	エ　各種外部資金(研究助成等)の申請及び採択状況を評価する。
	オ　共同研究への参加状況を評価する。
	カ　その他
3　本学の管理運営、社会へ貢献等に関する事項	ア　教員としてのモチベーションを高めているか等を総合的に評価する。
	イ　学内委員会や学外での社会貢献を総合的に評価する。
4　その他特筆すべき事項	ア　その他特筆すべき事項は、次の具体的事案を総合的に判断する。 1)　善行表彰等、公立大学法人新見公立大学職員表彰

	規程に準じた表彰 2)　公立大学法人新見公立大学職員懲戒規程第2条に基づく懲戒手続案件 3)　公立大学法人新見公立大学ハラスメント等の防止等に関する規程第5条に基づく調査案件 4)　その他本学の業務に支障を及ぼす事案等

様式第1号(第4条関係)

再任審査申請書

年　　月　　日

公立大学法人新見公立大学理事長　様

所属学部・学科等名：

職名：

氏名：　　印

私は、大学の教員等の任期に関する法律に基づく、公立大学法人新見公立大学における教員の再任に関する内規に従い、再任を申請しますので、よろしくお願いします。

様式第2号(第5条関係)

業績報告書

所属学部・学科等名：　　学部・　　学科

職名：

氏名：　　印

業績評価期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

自己評価

評価項目	教育活動	研究活動	管理運営 社会貢献	総合
評価記号				

評価記号

A　特に優れている

B　優れている

C　普通である

D　やや劣る

E　劣る

X　非該当

※　記入要領

1　別紙様式第2号及び様式第2号の2は自己評価に関する様式です。
様式第2号は、評価項目ごとに自己評価し、評価記号を記入してください。
様式第2号の2は、評価項目ごとに自己評価内容を記入してください。

2　業績評価期間は、任期適用日から規程の別表に定める職名ごとの任期の1年前までの期間です。

様式第2号の2(第5条関係)

評価項目	自己評価内容
教育活動に関する事項	
研究活動に関する事項	
本学の管理運営及び社会貢献に関する事項	
その他特筆すべき事項	

(記入例)

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="7">自己評価内容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">教育活動に関する事項</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td></td><td>授業科目名</td><td>講義・演習・実習の別</td><td>コマ数</td><td>時間数
(1コマ2時間で換算)</td><td>年度</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>○○○○
(○○学科○○年)</td><td>講義</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>××××
(××学科××年)</td><td>講義</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>△△△△
(△△学科△△年)</td><td>演習</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>◎◎◎◎
(◎◎学科◎◎年)</td><td>実習</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">※上記以外の活動事項があれば適宜記入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">研究活動に関する事項</td><td colspan="4">(1)論文総数　　編(うち筆頭　　編)
(2)学会発表　　回(うち筆頭　　回)</td><td colspan="3">ない場合はその旨記載</td></tr>
<tr><td colspan="7">(研究会、懇話会、地方会等々の主催が分かるように記載)
(4)　　年度科学研究費補助金(課題名、金額)
※論文・学会発表リストを添付、リストの申請者名を太字・アンダーラインで明記のこと
※リストは研究業績年報の作成要領によること
※事項は全てリストに記載のこと</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>本学の管理運営及び社会貢献に関する事項</td><td colspan="7">(1)委員会委員(　　年　月～　　年　月)
・
・
・
(3)チューター</td></tr>
<tr><td>その他特筆すべき事項</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第2号の3(第5条関係)

教員個人調書

履歴書					
フリガナ		性別		生年月日(年齢)	年　月　日(満
氏名					歳)
学歴					
年月	事項				
職歴					
年月	事項				
学会等					
現在所属している学会					
年月	事項				
賞罰					
年月	事項				

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

住所：

氏名：　　印

様式第3号(第5条関係)

再任審査結果通知書

年　　月　　日

（所属学部・学科等名）

様

公立大学法人新見公立大学

理事長　　印

公立大学法人新見公立大学における教員の再任に関する内規に基づき審査した結果、再任を認めることに決定しましたので、お知らせします。

なお、任期は　　年　月　日までとします。

【再任を認めるに当たっての要望事項等】

様式第3号の2(第5条関係)

再任審査結果通知書

年　　月　　日

（所属学部・学科等名）

様

公立大学法人新見公立大学

理事長　　印

公立大学法人新見公立大学における教員の再任に関する内規に基づき審査した結果、下記の理由により再任を認めないことに決定しましたので、お知らせします。

なお、再任再審査を希望される場合には、　月　　日までに再任再審査請求書を提出してください。

記

【理由】

様式第4号(第7条関係)

再任再審査請求書

年　　月　　日

公立大学法人新見公立大学理事長　様

所属学部・学科等名：　　学部・　　学科

職名：

氏名：　　印

私は、　　年　　月　　日付け再任審査結果通知書により、再任を認めない旨通知されましたが、下記の理由により再任再審査の請求をいたしますので、よろしくお願いします。

記

【理由】

様式第5号(第9条関係)

再任再審査結果通知書

年　　月　　日

(所属学部・学科等名)

様

公立大学法人新見公立大学

理事長　　印

公立大学法人新見公立大学における教員の再任に関する内規に基づき再審査した結果、再任を認めることに決定しましたので、お知らせします。

なお、任期は　　年　月　日までとします。

【再任を認めるに当たっての要望事項等】

様式第5号の2(第9条関係)

再任再審査結果通知書

年　　月　　日

(所属学部・学科等名)

様

公立大学法人新見公立大学
理事長　　印

公立大学法人新見公立大学における教員の再任に関する内規に基づき再審査した結果、下記の理由により再任を認めないことに決定しましたので、お知らせします。

記

【理由】